

学校いじめ防止基本方針

(令和 8 年 3 月改訂)

秋田県立大館鳳鳴高等学校

1：目的

いじめは決して許されないものであるという認識を職員・生徒が共有し、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応するために、本校としての基本方針を定める。

2：いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3：いじめの未然防止

全ての生徒が、お互いを認め合える人間関係や雰囲気を作り出すことが、いじめの未然防止につながる。そのために、次の取組を行う。

- ①全ての生徒が授業に参加し活躍できるような授業改善を通じて、いじめへとつながるストレスを無くす。
- ②教師自ら、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動を慎み、生徒の言動に対しても指導を行う。
- ③各種学校行事、部活動等を通して、友人関係や集団作り・社会性の育成を進め、各生徒に自己有用感を獲得させる。
- ④いじめ未然防止や早期発見のための職員研修会を実施する。特に、生徒がいじめの「加害者」にならないことはもちろん、「観衆」「傍観者」ではなく「仲裁者」となるような指導法について研修する。
- ⑤教科情報やLHR・各学年集会・保護者会その他の場面において、情報モラルの徹底を図る。
- ⑥生徒会活動等を通して、いじめ防止に関する生徒の主体的な取組を促進する。
- ⑦「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」を教室等に掲示し、その実践を推進するとともに、保護者へも周知する。

(中・高校生用)

秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条

一 私たちは、いじめが人権を侵害する許されない行為であることを理解し、絶対にいじめを行いません。

二 私たちは、いじめを見過ごさず、友人や信頼できる人と力を合わせて、いじめの根絶に向けて行動します。

三 私たちは、思いやりの心を大切にし、他人の喜びや心の痛みをその人の身になって感じたり考えたりします。

四 私たちは、一人一人の違いを認め、自分も相手もかけがえない存在として尊重します。

五 私たちは、生活習慣や文化、価値観の異なる人々とも積極的に交流し、社会を支える一人になります。

4：早期発見

いじめのサインを早期に発見し、その情報を確実に共有し、速やかに対応するために、次の取組を行う。

- ①担任や部活動顧問等による日常的観察や面談等を通して、気になる変化の早期発見に努める。
- ②年2回、「いじめアンケート」と「学校評価アンケート」を実施する。また、1人1台端末等を活用した「心の健康観察・相談用フォーム」により、年間を通じて相談窓口を開設し、いじめの早期発見に努める。
 - ・いじめアンケート：7月
 - ・学校評価アンケート：11月
- ③「いじめのサイン発見シート」等を活用し、保護者の啓発を図り、保護者がいじめのサインに気付いた際に、学校やその他の機関へ相談することを促す。

[「いじめのサイン発見シート」\(文部科学省サイト\)](#)

④校内や校外の相談窓口を広報する。

- ・校内：いじめ防止対策委員会（委員長：副校長）

- ・校外：・24時間いじめ相談ダイヤル

0120-0-78310^{なやみ言おう}（全国統一）

- ・いじめ緊急ホットライン

0120-377-914（北教育事務所）

- ・すこやか電話

0120-377-804（総合教育センター）

0120-377-915（北教育事務所鹿角出張所）

- ・やまびこ電話

018-824-1212（県警本部）

- ・子どもの人権110番

0120-007-110（秋田地方法務局）

⑤理由が明確でない欠席や欠課が連続3日となる生徒がいる場合、各クラス担任は、学年主任や教頭等に報告し、その原因や背景の把握に努める。

⑥可能な場合は、スクールカウンセラー等からの情報提供を求める。

⑦校外からの情報を得られるように、次のような組織の会合での情報交換を活用する。

- ・PTA
- ・学校評議員会
- ・学校関係者評価委員会
- ・地域生徒指導研究推進協議会

5：いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒およびその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。そのために次のような取組を行う。

- ①校長は、年度当初に「いじめ防止対策委員会」の委員として以下のメンバーを任命し、いじめの未然防止・早期発見・対処に組織的に取り組むことができるようにする。

副校長（委員長）

教頭・生徒指導主事・保健主事・各学年主任・養護教諭

- ②校長は、生徒や保護者等から「いじめの相談」があった場合、速やかに高校教育課に電話等で報告する。
- ③いじめについて通報を受けたりいじめの兆候等を把握した職員は、速やかにいじめ防止対策委員会に情報を伝え、一人で抱え込むことがないようにする。
- ④いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、所轄の警察署と連携して対応する。
- ⑤発達障害等のある生徒への指導は、校内の保健・教育相談部との連携のもとに行う。

6：重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法の第28条では、次のような事態を「重大事態」として定義しており、事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことを規定している。

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

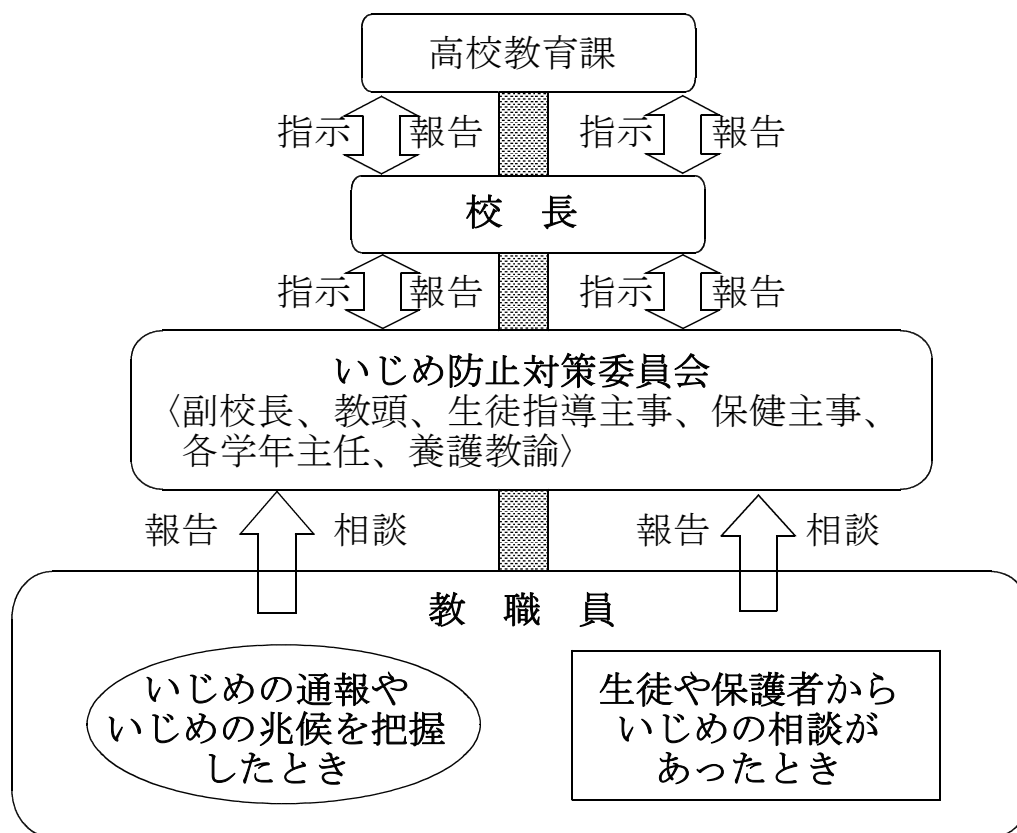
＊文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より

- ・「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず、調査に着手することが必要。
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点の学校の判断に関係なく、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- ②いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、聴き取りするとともに、在籍生徒や職員に対する質問紙調査を実施する。その際には、当該生徒や情報提供生徒を守ることを最優先して実施する。
 - ③調査による事実関係の確認をし、調査の結果明らかになった情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適切に提供する。
 - ④いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を調査し、状況にあわせた継続的なケアを行い、家庭と連携して、落ち着いた学校生活復帰の支援をする。
 - ⑤調査結果を秋田県教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒及び保護者が希望する場合は、当該者の所見をまとめた文書を添える。

7：年間計画

- 4月：「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載
- 7月：第1回学校評議員会・第1回学校関係者評価委員会
- 7月：いじめアンケート実施
- 11月：学校評価アンケート実施
- 2月：学校評価職員会議
第2回学校評議員会・第2回学校関係者評価委員会
- 3月：いじめ防止対策委員会総括会議
- ※定期的な職員研修会

8：組織図



※ 平成26年7月10日制定
 平成28年5月9日改訂
 平成29年6月19日改訂
 令和8年3月18日改訂